

大阪府立東淀川高等学校 生徒心得及び服装規定

令和8年度版

□ 生徒心得

1. 服装

高校生の品位を保つにふさわしい清楚、端正な服装に心がけ華美にならないこと。

- (1) 登下校時には規定の制服を着用すること。
- (2) 通学には靴を使用すること。校舎内では上履きを使用すること。
- (3) 頭髪について、染髪・脱色は禁止する。
- (4) 学校生活においてピアスをつけることを禁止する。

2. 交友

相互の理解と敬愛と協力の生活を通じて、互いに人格を陶冶しあうところに交友の意義がある。

- (1) 交友は、広く暖かい気持ちで接しあい、相互の尊敬と信頼とによって人格を向上してゆくものでなければならない。
- (2) 友人間の金銭、物品の貸借及び物品の売買は行わないこと。

3. 登校・下校

本校生徒は学校の内外を問わず、すべて本校生徒としての自覚をもって行動すること。

- (1) 始業時刻は午前8時50分である。ただし、年度によって変わることもある。
- (2) 登校後は放課後まで無断で外出してはいけない。
止むを得ない用件で外出しようとするときは、学級担任の許可を受け外出証明書をもらうこと。
- (3) 下校時間（午後5時）を厳守すること。
※ただし、部活動延長願を提出した部については、4月～9月は午後7時、10月～3月は午後6時とする。
- (4) 常に生徒証明書を所持すること。
- (5) 登下校時において、交通ルールやマナーを守り、他者に迷惑をかけないように行動すること。
- (6) 単車、自動車による通学は認めない。
- (7) 自転車通学については特に禁止区域を設けていない。
自転車通学希望者は、係に登録カードを提出するとともに、レインウェアを準備し、ステッカーの交付を受け、所定の場所に貼ること。自転車は所定の場所に駐輪すること。交通法規を守ること。

4. 清掃・美化

- (1) 常に校舎内外の清潔を旨として、美化につとめ、衛生的で明るい環境で気持ちよく勉学できるように心がけること。
- (2) 落書をしたり、ごみを落さないようにお互いに注意すること。
- (3) 校舎や校具は大切にとりあつかい、よごしたり傷つけたりしないこと。

5. その他

食堂を利用する人は食堂利用についての心得をよく守り、他人に迷惑をかけないように注意すること。
(特に、紙コップのジュース、缶ジュース、食器等の校舎内持ち込みは禁止する。)

□ 服装規定

1. 制服

- (1) 冬服 学校指定のブレザー、カッターシャツ、ネクタイまたはリボン、スラックスまたはスカート
- (2) 夏服 学校指定のカッターシャツ、スラックスまたはスカート

2. 着用の期間

夏服は5月1日より10月31日までを目途とし、それ以外の期間を冬服とする。ただし、気温により調整の期間は考慮し、適宜連絡するのでその指示に従うこと。

3. セーター・ベスト

制服に追加して着用できるは、学校指定のセーター・ベストに限る。

4. 防寒着

通学時、ブレザーの上から防寒着を着用してもよい。ただし、授業時はマフラー等も含めて防寒着は着用しないこと。